

藤沢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び藤沢市職員
の退職手当に関する条例の一部改正について

藤沢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び藤沢市職員の退職手当
に関する条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び藤沢市職員
の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

（藤沢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第1条 藤沢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年藤沢市
条例第47号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

（藤沢市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第2条 藤沢市職員の退職手当に関する条例（昭和29年藤沢市条例第22号）の
一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」
を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を

図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。